

第69期定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年12月22日（金曜日）午前10時

場所 北海道帯広市西7条南19丁目1番地
北海道ホテル 2階 大雪の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※お土産の配付を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第69期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	23
監査報告	26
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 取締役1名選任の件	32

証券コード 7643

2023年12月7日

株 主 各 位

北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

株 式 会 社 ダ イ イ チ

代表取締役社長 若 園 清

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、当該ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiichi-d.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイイチ」または「コード」に当社証券コード「7643」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7643/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年12月22日（金曜日）午前10時
2 場 所	北海道帯広市西7条南19丁目1番地 北海道ホテル 2階 大雪の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第69期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が今年に入りようやく鎮静化し、5月には感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行した結果、インバウンド含む人流の回復、経済活動の正常化が進みました。一方で、ウクライナ・ロシア情勢の影響、円安の進行などによる原材料価格やエネルギーコストの上昇等に伴い、物価の上昇が続いていることに加え、世界的な金融引き締めの影響など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

スーパーマーケット業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動規制等を経て、お客様の生活スタイルやニーズの多様化が更に進んでいることに加え、度重なる物価上昇により、お客様の「選別志向」、「節約志向」が一層強まりました。また、企業間の競争が、業種・業態の垣根を越えて激しさを増しており、電気代・人件費などの諸経費の増加も相俟って、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は、これまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、当事業年度の重点実施事項である、①新型コロナウイルス感染予防対策の徹底、②札幌ブロック6店舗目「平岸店」を早期に軌道に乗せる、③コンプライアンスの徹底と職場環境の改善、④人材確保と職階別教育の推進、⑤売上高対経常利益率と売上総利益率の目標達成、⑥商品力の強化（コア商品の開発）による差別化戦略の推進、⑦社会貢献、地域貢献による地域密着企業へのさらなる挑戦、の7項目を徹底し、お客様の確固たる信頼と支持を得るため、安心・安全で魅力ある商品の提供に努め、引き続き地域のお客様の食文化と食のライフラインに貢献できる店舗作りに取り組みしました。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、「フレッシュ&ハート」をモットーに、①地域No.1の店づくり、人づくり、商品づくりの徹底、②従業員が生き生きと仕事ができ、お客様や共に働く仲間へ感謝と思いやりを持てる職場環境の醸成、③自由活発で、風通しの良い企業風土の醸成、に努めました。

店舗の状況につきましては、2023年11月に、札幌ブロック7店舗目となる「すすきの店」をオープンする予定で、2024年秋以降には、「千歳店」のオープンも予定しております。

す。また、2023年4月には、「東旭川店（旭川ブロック）」を改装・リニューアルオープンいたしました。なお、当事業年度末現在の店舗数は、帯広ブロック9店舗、旭川ブロック7店舗、札幌ブロック6店舗、合計22店舗であります。

「移動スーパー（とくし丸）」事業は、2023年9月末現在で15台が稼働しております。当事業は、日頃のお買い物にご不便されている方々に商品をお届けする社会貢献及び地域貢献の一環として取り組んでおり、今後も地域のニーズに積極的に対応すべく、増車を検討してまいります。

イトーヨーカ堂との協働につきましては、セブンプレミアム商品の取り組み強化と、帯広地区における共同販促の実施、リスク管理など有用な情報の交換に努めております。

当事業年度における売上高につきましては、地域別・店舗別のきめ細かな販売戦略、お客様の期待に応える商品戦略（品質、品揃え、価格）、並びに接客などのレベルアップに継続的に取り組んだ結果、前期に比べ3.2%増加となりました。また、地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは199億円（前期比1.2%増）、旭川ブロックは137億54百万円（前期比2.4%増）、札幌ブロックは2021年に新規出店した平岸店の営業が軌道に乗ったことなどにより143億87百万円（前期比6.8%増）となりました。

売上総利益率につきましては、引き続き商品ロスの削減や在庫管理の強化に取り組み、前期に比べ0.5ポイント増加し、25.2%となりました。

販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、人件費や電気代の上昇等により、0.8ポイント増加し、22.6%となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は480億47百万円（前期比3.2%増）、営業利益は17億88百万円（前期比5.0%減）、経常利益は18億20百万円（前期比5.2%減）、当期純利益は12億34百万円（前期比6.1%増）となりました。

部門別売上高状況は、次のとおりであります。

区 分	第68期 (2021.10.1～2022.9.30)		第69期(当事業年度) (2022.10.1～2023.9.30)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
青 果	7,422	15.9	7,353	15.3	△69	△0.9
水 産	4,143	8.9	4,235	8.8	92	2.2
畜 産	6,566	14.1	6,869	14.3	303	4.6
惣 菜	4,337	9.3	4,492	9.3	154	3.6
デ イ リ ー	7,687	16.5	8,049	16.8	361	4.7
一 般 食 品	14,340	30.8	14,990	31.2	649	4.5
日 用 雑 貨	1,101	2.4	1,071	2.2	△30	△2.7
そ の 他	961	2.1	987	2.1	26	2.7
合 計	46,560	100.0	48,047	100.0	1,487	3.2

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、有形・無形固定資産の取得6億96百万円であります。その主な内容は、POSレジ入替えや基幹システムの更新、新店開設工事費用、東旭川店の改装等に伴うものであります。

また、当事業年度中において、旧本社の売却により土地1億62百万円、建物21百万円の減少、土地の減損21百万円を計上しております。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、資金調達はありません。

なお当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額33億50百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 66 期 (2020年9月期)	第 67 期 (2021年9月期)	第 68 期 (2022年9月期)	第 69 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高	42,595百万円	44,015百万円	46,560百万円	48,047百万円
経 常 利 益	1,861百万円	1,970百万円	1,920百万円	1,820百万円
当 期 純 利 益	1,201百万円	1,286百万円	1,163百万円	1,234百万円
1 株当たり当期純利益	105円13銭	112円58銭	101円81銭	108円04銭
総 資 産	19,790百万円	21,230百万円	22,277百万円	23,483百万円
純 資 産	12,785百万円	13,884百万円	14,830百万円	15,854百万円

(注) 1. 第66期から第67期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、ロシア・ウクライナなどの国際情勢の緊張継続による原材料価格、エネルギー価格の高止まり、世界的なインフレ・金融引き締めの影響、中国経済の更なる減速など、引き続き、下押し圧力が強い、不透明な状況が続くものと予想されます。

スーパーマーケット業界におきましては、物価が上昇幅は鈍化するものの、高止まりの状況が長期化することにより、「節約志向」、「選別志向」が一層強まることが見込まれます。また、企業間の競争が業種・業態を超えて更に激化することに加え、人件費や水道光熱費などの各種経費の更なる増加が見込まれるなど、経営環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社は、社是である「お客様の普段の食生活のお役に立つ」の精神に立ち返り、本業を通じて全てのステークホルダーと共に持続的に発展していくことを目指し、『普段の食生活を通じて、地域を笑顔に』を基本方針とする中期経営計画をスタートしました。

「普段（その場限りでない、地域やお客様の日常に根差した、信用・信頼される企業としての食生活（本業）を通じて、地域（地域社会、お客様、株主、従業員などの全てのステークホルダー）を笑顔に（豊か、幸せ、発展を追求）」の実現に向けて、商品力・販売力の向上、お客様利便性の向上、労働環境の改善、環境保全・地域活性化、効率化の推進、株主還元強化などに取り組んでまいります。

中期経営計画の初年度である第70期に関しては、①コンプライアンスの徹底とガバナンス強化、②出店戦略推進、③競合店対策強化、④商品力強化（コア商品の開発推進等）、⑤セブン&アイ・ホールディングスとの連携強化、⑥人財の増強（採用・育成強化、労働環境改善）、⑦効率化・オペレーションコストの削減、⑧社会貢献、地域貢献を通じた地域密着型企業の深化、を重点取組事項とし、取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

- ① 総合食料品の販売
- ② 日用品の販売
- ③ 書籍、雑誌、文房具の販売
- ④ 衣料用繊維製品の販売

- ⑤ 家庭用電化製品の販売
- ⑥ ペット用品、ペットフードの販売
- ⑦ 酒類、煙草、印紙の販売
- ⑧ 前各号に関連する一切の事業

(6) 主要な事業所（2023年9月30日現在）

本社 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

（営業本部・管理本部）

旭川本部 北海道旭川市春光1条8丁目1番地77

札幌本部 北海道札幌市西区発寒16条14丁目2-5

帯広ブロック

北海道帯広市

東店

啓北店

白樺店

みなみ野店

自衛隊前店

北海道河西郡芽室町

めむろ店

北海道中川郡幕別町

札幌内店

北海道河東郡音更町

音更店

オーケー店

旭川ブロック

北海道旭川市

西店

東光店

末広店

東旭川店

旭町店

二条通店

花咲店

札幌ブロック

北海道札幌市

八軒店

白石神社前店

発寒中央駅前店

清田店

平岸店

北海道恵庭市

恵み野店

センター

帯広市

惣菜センター

帯広配送センター

旭川市

旭川配送センター

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
380名	33名増	36.1歳	12.1年

(注) 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,126名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	110百万円
株式会社北洋銀行	43

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,438,640株 |
| (3) 株主数 | 8,875名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー カ 堂	3,432,000株	30.04%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT O M 0 2 5 0 5 0 0 2	459,100	4.01
ダ イ イ チ 取 引 先 持 株 会	442,400	3.87
若 園 清	272,000	2.38
株 式 会 社 北 陸 銀 行	193,040	1.68
株 式 会 社 北 洋 銀 行	186,000	1.62
野村信託銀行株式会社 (投信口)	175,500	1.53
国 分 北 海 道 株 式 会 社	164,000	1.43
小 西 典 子	156,220	1.36
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	126,400	1.10

(注) 持株比率は自己株式 (12,088株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	若 園 清	営業本部長
取 締 役	西 崎 進	管理本部長兼企画IR担当
取 締 役	忠 石 信 之	開発企画部担当
取 締 役	北 村 攻	販売本部担当兼帯広ブロック長
取 締 役	宮 川 明	株式会社イトーヨーカ堂 参与
取 締 役	井 雲 康 晴	財務経営調査研究所 代表
取 締 役	祖 母 井 里 重 子	祖母井・中辻法律事務所 株式会社ロジネットジャパン 社外取締役 札幌テレビ放送株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	長 尾 悦 治	
監 査 役	東 城 敬 貴	東城会計事務所 代表
監 査 役	笹 井 宏 一	三洋興熱株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役宮川 明氏、井雲康晴氏及び祖母井里重子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役東城敬貴氏及び笹井宏一氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両監査役を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役長尾悦治氏は、長年当社の経理部長及び経理部を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役東城敬貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役笹井宏一氏は、法曹有資格者であり、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中における退任した監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位（担当） 及び重要な兼職の状況
堀内健三	2022年12月23日	辞任	常勤監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社の役員の報酬等は固定報酬のみとなっております。各取締役の固定報酬額は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、役位、職責、年度業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会決議により決定、月毎に支払う方針であります。

なお、取締役の報酬限度額は、2008年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）で決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。

各監査役の固定報酬額は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、個々の職責や職務状況等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定、月毎に支払う方針であります。

なお、監査役の報酬限度額は、2022年12月23日開催の第68期定時株主総会において年額

20,000千円以内で決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に沿うものである旨を2022年12月23日開催の取締役会において判断し決議しております。また、監査役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針により2022年12月23日開催の監査役会において監査役の協議により決定しております。

当社は当事業年度中に、報酬ガバナンス強化への取組みとして、代表取締役社長、社外役員5名（社外取締役、社外監査役）を委員とし、外部の弁護士1名をアドバイザーとする任意の指名・報酬諮問委員会を2023年1月に設置し、同委員会において審議→結果を取締役に答申→取締役会で決定するという、透明性、公正性、適正性を確保した役員報酬決定プロセスを構築し、報酬ガバナンスを進化させました。

同委員会において、当社のあるべき報酬体系・水準等について、外部調査機関の報酬調査データに基づき、業種、時価総額、売上規模、利益規模等が当社と類似する企業の役員報酬体系・水準等との比較検証を実施するなど審議を重ね、取締役（社外取締役を除く）の企業価値や業績向上に向けた更なるモチベーション向上、業績等への経営責任の明確化など、健全なインセンティブを経営者に与え、株主の期待に応えることを目的に「業績連動報酬」の導入を決定、取締役会に導入案が答申され、2023年11月21日開催の取締役会において、導入を決議しました。

「業績連動報酬」につきましては、中期経営計画に掲げる経営目標等を業績連動指標とし、毎年度の達成度に応じて、年次で金銭により支給する方針であります。

取締役の報酬体系の概要は、次の通りです。

	旧体系	新体系
固定報酬 (社外取締役共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職位、職責、年度業績、貢献度等を総合的に判断し、取締役会決議により決定。 ・ 月毎に金銭により支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社水準、職位、職責、年度業績、貢献度等を「指名・報酬諮問委員会」にて総合的に審議し、取締役会に答申。取締役会決議により決定。 ・ 月毎に金銭により支給。
業績連動報酬 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各役員の役割等に応じた業績連動指標(項目、割合等)を定め、各年度の達成度に応じて、年次で支給。 ・ 業績連動指標は、中期経営計画に掲げるKPI(売上高、来店客数、当期純利益のほか、CO₂削減量や女性活躍支援実績など)。 ・ 各役員の報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、達成度合いに応じて、1～3割程度に設定。 ・ 達成度や報酬額は、指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会に答申。取締役会決議により決定。

なお、「固定報酬」と「業績連動報酬」の総額は、株主総会において承認された取締役の報酬限度額を上限として決定する方針であります。

監査役の固定報酬額についても取締役同様に、株主総会において承認された監査役の報酬限度額を上限として、個々の職責や職務状況等を指名・報酬諮問委員会にて総合的に審議し、監査役会に答申。監査役の協議により決定する方針であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	65,420 (8,520)	65,420 (8,520)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,887 (7,547)	12,887 (7,547)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	78,307 (16,067)	78,307 (16,067)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2022年12月23日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
 2. 過年度における不適切な会計処理が判明し経営責任を明確化するため、下記のとおり月額報酬を自主返上しております。

代表取締役 月額報酬100%を5か月(2022年8月から12月)

常勤監査役 月額報酬30%を5か月(2022年8月から12月)

社外役員 月額報酬10%を3か月(2022年8月から10月)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役宮川 明氏は、株式会社イトーヨーカ堂の参与であります。株式会社イトーヨーカ堂は当社の大株主であります。また、当社は、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関係会社との間にリース契約等の取引関係があります。
- 取締役井雲康晴氏は、財務経営調査研究所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 取締役祖母井里重子氏は、祖母井・中辻法律事務所の弁護士、株式会社ロジネットジャパンの社外取締役及び札幌テレビ放送株式会社の社外監査役を兼職されておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 監査役東城敬貴氏は、東城会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 監査役笹井宏一氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であります。当社は、三洋興熱株式会社との間に灯油購入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	宮川 明	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、小売業界に関する豊富な知識・経験を活かした意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	井雲 康晴	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、経営コンサルタントとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	祖母井里 重子	2022年12月23日就任後開催の取締役会13回の全てに出席、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	東城 敬貴	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、監査役会9回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	笹井 宏一	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、監査役会9回の全てに出席し、主に法曹有資格者として専門的見地から、取締役会において、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

各社外取締役は、取締役会に出席し、上記のとおり客観的な立場から積極的に意見を述べることで、経営陣とコミュニケーションを図り、業務執行の監督及び助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

(注) 当社の会計監査人であった監査法人シドーは2022年12月23日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、会計監査人の交代に際して必要な前任監査人との引継ぎ等を中心とした予備調査に基づく追加報酬2,000千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。
 - ② 当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係を排除する。また、総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応するとともに、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。
 - ③ 内部監査室は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。
 - ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社の取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。
 - ② 当社に関する重要な情報については、開示を担当する主管部署が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、法令順守、安全、衛生管理等のリスク管理体制を統括する組織として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、リスク管理を行う。規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

- ② 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生したときには、当社における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月1～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役又は使用人に対し報告を求めることができる。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、当社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。
- ④ 監査役会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担する。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令順守及び取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を16回、常勤役員会を20回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織される経営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

- ② 損失の危険の管理

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、また、リスク

管理部門としての管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図っております。

③ 監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を9回開催するとともに、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして認識しております。財務体質の強化と安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、長期的に安定した配当の継続を基本方針としております。

当社は、9月30日を基準とする年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当等の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、2023年8月10日開催の取締役会において、普通配当に加え1株につき4円の65周年を記念した記念配当を実施する方針を決議し、2023年12月22日開催予定の定時株主総会において、1株当たり普通配当25円とすることを付議する予定であります。内部留保資金につきましては、新店舗の建設や既存店舗の改装、人材育成の教育投資、システム投資等の有効投資を実施し、なお一層の収益力の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおりを決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上を図るとともに、市場環境、経営環境等の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を実施していくため。

2 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類

普通株式

(2)取得する株式の総数

20万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.75%)

(3)株式の取得価額の総額

2億円(上限)

(4)取得期間

2023年11月13日から2024年9月20日まで

(5)取得方法

東京証券取引所における市場買付

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,192,270	流 動 負 債	5,593,749
現金及び預金	7,781,592	買掛金	2,924,675
売掛金	721,285	1年内返済予定の長期借入金	56,004
商品及び製品	1,087,384	リース債務	324,521
原材料及び貯蔵品	2,354	未払金	370,542
前払費用	78,463	未払費用	500,078
未収入金	522,044	未払法人税等	319,369
その他	645	未払消費税等	147,141
貸倒引当金	△1,500	前受り金	379,168
固 定 資 産	13,291,199	預り金	260,796
有 形 固 定 資 産	11,489,405	賞与引当金	227,172
建物	4,157,958	その他	84,279
構築物	74,934	固 定 負 債	2,035,453
工具、器具及び備品	134,771	長期借入金	97,987
土地	6,103,365	長期リース債務	655,260
リース資産	857,619	退職給付引当金	836,864
建設仮勘定	160,756	資産除去債務	16,980
無 形 固 定 資 産	72,587	長期預り敷金保証金	321,561
借地権	5,350	長期未払金	106,800
ソフトウェア	29,112	負 債 合 計	7,629,203
電話加入権	9,139	純 資 産 の 部	
リース資産	28,984	株 主 資 本	15,852,565
投 資 そ の 他 の 資 産	1,729,207	資本金	1,639,253
投資有価証券	68,150	資本剰余金	1,566,100
出資金	1,728	資本準備金	1,566,100
長期貸付金	617,635	利益剰余金	12,650,193
長期前払費用	37,119	利益準備金	159,266
繰延税金資産	348,841	その他利益剰余金	12,490,926
敷金及び保証金	632,369	別途積立金	5,000,000
その他	23,362	繰越利益剰余金	7,490,926
資 産 合 計	23,483,470	自 己 株 式	△2,980
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,701
		その他有価証券評価差額金	1,701
		純 資 産 合 計	15,854,267
		負 債 純 資 産 合 計	23,483,470

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		48,047,828
売上原価		35,947,612
売上総利益		12,100,215
営業外収入	403,556	
不動産賃貸収入	145,312	548,869
営業総利益		12,649,085
販売費及び一般管理費		10,860,085
営業外収益		1,788,999
受取利息	3,886	
受取配当金	2,628	
その他	26,419	32,934
営業外費用		
支払利息	504	
その他	837	1,341
経常利益		1,820,592
特別利益		
固定資産売却益	466	466
特別損失		
固定資産売却損失	84,633	
固定資産除却損失	2,283	
減損	21,091	
投資有価証券評価損	704	108,714
税引前当期純利益		1,712,344
法人税、住民税及び事業税	552,282	
法人税等調整額	△74,471	477,811
当期純利益		1,234,532

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	5,000,000	6,484,925	11,644,191	△2,980	14,846,564	
当期変動額										
剰余金の配当						△228,531	△228,531		△228,531	
当期純利益						1,234,532	1,234,532		1,234,532	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,006,001	1,006,001	-	1,006,001	
当期末残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	5,000,000	7,490,926	12,650,193	△2,980	15,852,565	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△15,627	△15,627	14,830,936
当期変動額			
剰余金の配当			△228,531
当期純利益			1,234,532
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17,328	17,328	17,328
当期変動額合計	17,328	17,328	1,023,330
当期末残高	1,701	1,701	15,854,267

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月18日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人 銀河
北海道事務所

代表社員 公認会計士 川 上 洋 司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木 下 均
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイイチの2022年10月1日から2023年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社ダイイチ 監査役会

常勤監査役 長 尾 悦 治 ㊟

社外監査役 東 城 敬 貴 ㊟

社外監査役 笹 井 宏 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社の利益還元の基本方針とこれまでご支援いただきました株主の皆様への当社創立65周年の感謝の意を表し、下記の通り1株につき1円の増配に4円の記念配当を加え、1株当たり25円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円（前期より5円増配）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、285,663,800円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者の選任方針と手続

当社は、役員指名ガバナンス並びに役員報酬ガバナンスの強化を目的に、昨年設置した任意の指名諮問委員会を発展的に改編した任意の指名・報酬諮問委員会の設置を取締役に於て決議しました。同委員は、井雲康晴社外取締役を委員長とし、社外取締役・社外監査役全員及び代表取締役社長を委員とし、外部の弁護士をアドバイザーに加えた構成で、取締役及び監査役の選任等について協議し、昨年策定した役員指名方針に基づき候補者を選任し、取締役会に答申いたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
吉田 直久 (1965年4月14日) 新任	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社商品第二部次長(札幌ブロック担当) 2022年9月 当社販売本部札幌ブロック長 2023年10月 当社執行役員販売本部札幌ブロック長(現任)	一株
【選任理由】 吉田 直久を取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた業界知見及び営業マーケティングを当社の経営に活かすことを期待し、取締役候補者といたしました。		

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 吉田直久氏の所有する当社の株式数は、2023年9月30日現在の株主名簿に記載はありませんが、社員持株会における本人持分1,878株を所有しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険では、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があります。候補者が取締役に選任され就任された場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

(ご参考)株主総会後の取締役・監査役スキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおりに承認された場合の、取締役及び監査役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりであります。

氏名	経営・業務経験				マネジメントスキル・知識				
	企業 経営	業界 知見	営業マ ーケテ ィング	出店戦略 ・ 店舗開発	コーポ レート ガバナ ンス	人事・ 労務・ 人材開 発	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	サスティ ナビリテ ィ・多様 性
取締役									
若園 清	○	○		○					
西崎 進	○				○			○	○
忠石 信之		○		○					
北村 攻		○	○						
吉田 直久		○	○						
社外取締役									
宮川 明		○			○		○		
井雲 康晴	○		○			○			
祖母井 里重子					○			○	○
常勤監査役									
長尾 悦治		○					○		
社外監査役									
東城 敬貴							○		
笹井 宏一	○							○	

(注)上記一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表と思われるスキル等のうち最大4つに○印をつけております。

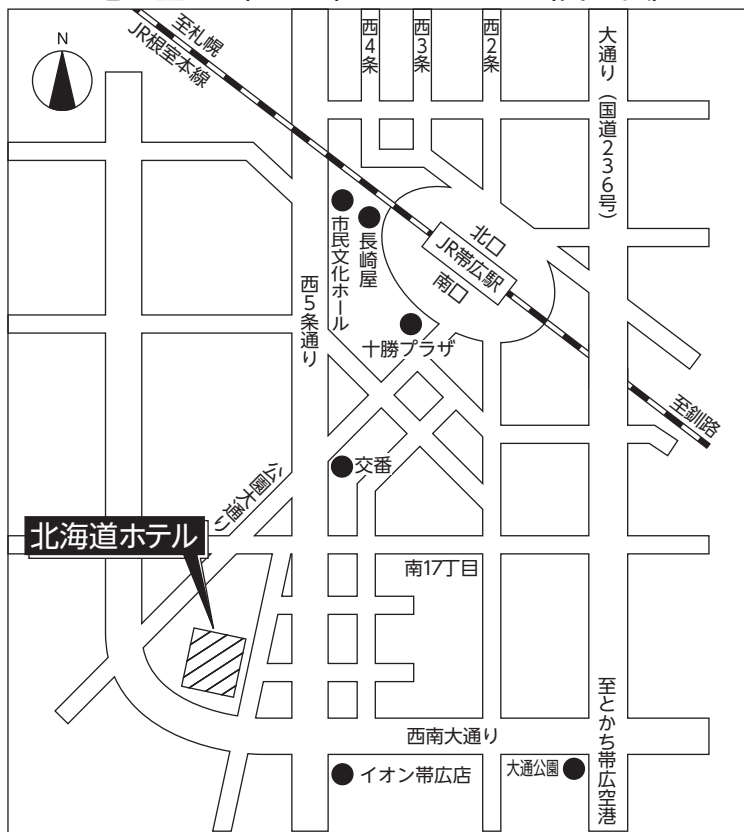
以上

株主総会会場ご案内図

北海道帯広市西7条南19丁目1番地

北海道ホテル 2階 大雪の間

電話 (0155) 21-0001 (代表)



交通のご案内

- ・タクシー利用の場合
帯広駅より約5分
- ・バス利用（十勝バス）の場合
帯広駅前北口より大空団地行70乗車(約10分)、イオン帯広店前下車、徒歩約5分